

令和2年10月 農業委員会総会

令和2年10月6日（火）
酒々井町分庁舎2階 第2多目的室
午後3時から午後4時まで

1. 出席者

<農業委員>（8名）

会 長	4番	相 京 文 夫
職務代理者	8番	京 増 孝 一
	1番	綿 貫 清
	2番	石 渡 潤 一
	3番	石 橋 義 弘
	5番	木 我 恭 子
	6番	宮 田 早 苗
	7番	飯 田 隆 男

<農地利用最適化推進委員>

2番 高 崎 孝

2. 農業委員会事務局 岩井事務局長・大坂主査（書記）・鶴澤主任主事

3. 議 題 第1号議案 農用地利用集積計画について（1件）
第2号議案 農地法第3条許可申請について（2件）

4. 専決処理報告

農地法第4条の届出について（1件）
農地法第5条の届出について（3件）

5. その他

酒々井町農業委員会総会会議録

令和2年10月6日（火）
分庁舎2階第2多目的室
午後3時から午後4時まで

局長 それでは定刻になりましたので、令和2年10月の総会を開会いたします。
初めに会長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

（会長あいさつ）

局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の
進行につきましては、会議規則により、会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名
中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、
8番京増孝一委員、1番綿貫清委員を指名します。また、書記に事務局の大
坂主査を任命します。本日の総会は、議案2件と専決処理報告4件、その他
1件ですので、よろしくお願いします。

議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、事務局よ
り説明を求めます。

局長 第1号議案 農用地利用集積計画について、説明させていただきます。資料
の1ページをご覧ください。貸付者・借受者共に、墨在住者です。設定場所
は、墨の農地2筆で、地目は田、面積は合計で、2, 830㎡、利用計画は
田です。賃借料は、年、米3俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、
平成27年11月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ること
から再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置に
つきましては、2ページをご覧ください。以上で説明を終わらせていただきま
す。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、高崎推進委員から補足説明がありましたら
お願いします。

高崎推進委員 再設定なので問題ないと思います。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委
員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第1号議案 農用地利用
集積計画は、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画は、原案どお
り答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第3条許可申請についてを議題としますが、整理
番号1及び2については、譲渡し人が同一で関連がありますので、一括して
事務局より説明願います。なお、整理番号1については、譲受人が〇〇委員
ご本人の案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に
より、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、採決
前に退室願います。

局 長 第2号議案 農地法第3条許可申請についての整理番号1及び2について、
説明させていただきます。資料は、3ページからです。初めに整理番号1で
すが譲受人は綿貫委員、譲渡人は千葉市在住の相続管理人です。申請地は、
上岩橋の農地4筆で、地目は畑、面積は合計で1,062㎡です。申請理由
ですが、譲受人は農業経営の規模の拡大、譲渡人は相続財産の処分です。権
利の種類は所有権移転です。年間作付計画につきましては、3月頃から10
月頃に椎茸栽培を考えているとのこと。位置につきましては、4、5ペ

ージの位置図と6から8ページの公図を参考にさせていただければと思います。続きまして、10ページの整理番号2ですが、譲受人は成田市在住者、譲渡人は整理番号1と同じく千葉市在住の相続管理人です。申請地は、伊籾と上岩橋の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で1,519㎡です。申請理由ですが、譲受人は農業経営の規模の拡大、譲渡人は相続財産の処分です。権利の種類は所有権移転です。年間作付計画につきましては、3月頃から8月頃にブルーベリー栽培を考えているとのこと。位置につきましては、11,12ページの位置図と13,14ページの公図を参考にさせていただければと思います。なお、譲受人は成田市在住者であり、成田市農業委員会からの農業経営の実態証明が添付されており、特に問題ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、申請人の〇〇委員から申請経緯等説明がありましたら、よろしくをお願いします。

〇〇農業委員 この度の案件の前段階の話をさせていただくと、3年程前、今回の案件の譲渡人である弁護士より、被相続人〇〇さんの所有する耕作放棄地となっていた水田を買わないかとの話を受け購入した経緯があります。その関係もあり今回、弁護士より被相続人〇〇さんの残っている財産を全部処分したいため今回の案件となっている4筆を購入しないかとの申し出を受けました。上岩橋萩山〇〇〇ー〇、〇及び上岩橋萩山〇〇〇については登記地目上は畑ですが現況は山林となっております。また、上岩橋天神原〇〇〇〇ー〇については現況は山林というほどではありませんがある程度雑木が出ております。いずれも畑に戻すのは困難であるため、そのままの状態ですら栽培を行おうと考え、譲り受けを決断しました。この後の整理番号2の案件の2筆についても申し出を受けましたが、こちらの2筆は私の家及び耕作地からは遠いこともあり耕作が難しいためお断りし、この場所の近くで耕作をしている〇〇〇さんに提案したところ了承されたため、今回の申請に至っております。

議 長 申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

議 長 採決につきましては、整理番号2の審議後に行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、整理番号2については、申請人が町外在住者のため、本日総会に呼んでおりますので、入室させてください。

(申請人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 ただいまご紹介いただきました〇〇〇と申します。定年後に営農しております。この度農業拡大を検討しており、酒々井町内の農地の購入をさせていただきたいと考えております。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 今、提出されました農地法3条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申 請 人 現在伊籾の近くの農地を耕作しておりますが、その周辺での規模拡大を図り、ブルーベリーを生産したいと考えております。

議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

議 長 それでは、第2号議案 農地法第3条許可申請について採決を行います。整理番号1については、先ほども申し上げましたが、譲受人が〇〇委員の案件になりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。〇〇委員におかれましては、退室願います。

(綿貫委員退室)

議 長 それでは、第2号議案 農地法第3条許可申請の整理番号1について、許可することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請の整理番号1につきましては、許可することに決定します。

議 長 〇〇委員には、入ってもらってください。

議 長 続きまして、第2号議案 農地法第3条許可申請の整理番号2について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請の整理番号2につきましては、許可することに決定します。

議 長 次に、4の専決処理報告に移ります。農地法第4条の届出及び農地法第5条の届出について、一括して事務局より報告願います。

局 長 専決処理報告 農地法第4条の届出（市街化区域の届出）及び農地法第5条届出（市街化区域の届出）について、説明させていただきます。資料は16ページからです。初めに農地法第4条の届出ですが、届出者は、中川在住者

です。届出地は、中川の農地1筆で、地目は田、面積は729㎡です。届出理由は、駐車場用地です。17ページの位置図と18ページの公図を参考にいただければと思います。備考ですが、令和2年8月3日付け、酒農委第4号の2で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出（市街化区域の届出）の整理番号1について、説明させていただきます。資料は19ページからです。譲受人は、佐倉市在住の法人、譲渡人は酒々井在住者です。届出地は、酒々井の農地2筆で、地目は畑、面積は974㎡です。届出理由は資材置場用地、権利の種類は、所有権移転です。20ページの位置図と21ページの公図を参考にいただければと思います。備考ですが、令和2年7月17日付け、酒農委第5号の2で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出の整理番号2について、説明させていただきます。資料は22ページからです。譲受人は、佐倉市在住の法人、譲渡人は、成田市、八千代市及び酒々井在住者の共有名義となっております。届出地は、酒々井の農地1筆で、地目は畑、面積は1,190㎡です。届出理由は資材置場用地、権利の種類は、所有権移転です。23ページの位置図と24ページの公図を参考にいただければと思います。備考ですが、令和2年8月13日付け、酒農委第5号の3で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出の整理番号3について、説明させていただきます。資料は25ページからです。譲受人は、酒々井在住者、譲渡人は、成田市在住の法人です。申請地は、酒々井の農地1筆で、地目は畑、面積は256㎡です。申請理由は住宅用地、権利の種類は、所有権移転です。26ページの位置図と27ページの公図を参考にいただければと思います。備考ですが、令和2年9月18日付け、酒農委第5号の4で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくお願いします。

議 長 次に、その他について事務局より何かありましたらお願いします。

(農地のあっせんについて)
(香取・印旛ブロック別研修会中止について)

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 5日の木曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、5日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、5日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

局 長 それでは、これで10月の総会を閉会いたします。